



平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会社名 中部証券金融株式会社  
代表者名 取締役社長 湯本 崇雄  
(コード番号 8513 名証2部)  
問合せ先 専務取締役 村瀬 洋  
TEL (052) 251-1301

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 27 日開催予定の第 83 期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成 28 年 5 月 18 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、平成 28 年 6 月 27 日開催予定の当社第 83 期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 27 日

以上

【別紙】 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>
<p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p>	<p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p>
<p>(1) 取締役会</p>	<p>(1) 取締役会</p>
<p>(2) <u>監査役</u></p>	<p>(2) <u>監査等委員会</u></p>
<p>(3) <u>監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第 18 条 当社は、<u>取締役15名以内を置く。</u></p>	<p>第 18 条 当社の取締役(監査等委員である 取締役を除く。)は10名以内とし、<u>監 査等委員である取締役は5名以内とす る。</u></p>
<p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によっ て選任する。</p>	<p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締 役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>2. ～ 3. (条文省略)</p>	<p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>
<p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとす る。</p>	<p>第 20 条 取締役(<u>監査等委員である取締 役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとす る。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選 任後 2 年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終結 の時までとする。</u></p>
<p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役 の任期は、現任取締役の残任期間と同一 とする。</u></p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の満了す る時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第21条 取締役会を招集するには、各取締役に對し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p>
<p>第23条～第24条（条文省略）</p>	<p>第23条～第24条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第25条（条文省略）</p>	<p>第26条（現行どおり）</p>
<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条～第29条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第28条～第30条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>第30条 当社に監査役5名以内を置く。</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第34条 監査役会を招集するには、各監査役に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	
	<p><u>第31条 監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議によって、第83期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

以 上